

議案第5号

飯能市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同項第11号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替え

るものとする。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第6号の改正規定（「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月12日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度ま</u> での各年度における保険料率は、次 の各号に掲げる第1号被保険者の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める 額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,510円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第 226号)第292条第1項第 13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」とい う。)(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)第33条の4第 1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第 34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項、<u>第35 条の3第1項又は第36条の規 定の適用がある場合には、当該合 計所得金額から令第22条の2 第2項に規定する特別控除額を 控除して得た額とし、当該合計所 得金額が0を下回る場合には、0 とする。以下この項において同 じ。)</u>が120万円未満であり、 かつ、前各号のいずれにも該当し ないもの</p> <p>イ 省略</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、 次の各号に掲げる第1号被保険者の 区分に応じそれぞれ当該各号に定め る額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,510円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第 226号)第292条第1項第 13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」とい う。)(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)第33条の4第 1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第 34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項又は第 36条の規定の適用がある場合 には、当該合計所得金額から令第 22条の2第2項に規定する特 別控除額を控除して得た額とす る。以下この項において同じ。) が120万円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない もの</p> <p>イ 省略</p>

- (7) 次のいずれかに該当する者
87, 219円
ア 合計所得金額が210万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (8) 次のいずれかに該当する者
100, 638円
ア 合計所得金額が320万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (9) 次のいずれかに該当する者
114, 056円
ア 合計所得金額が420万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (10) 次のいずれかに該当する者
120, 765円
ア 合計所得金額が520万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者
134, 184円
ア 合計所得金額が720万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (12) 省略
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険
者についての保険料の減額賦課に

- (7) 次のいずれかに該当する者
87, 219円
ア 合計所得金額が200万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (8) 次のいずれかに該当する者
100, 638円
ア 合計所得金額が300万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (9) 次のいずれかに該当する者
114, 056円
ア 合計所得金額が400万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (10) 次のいずれかに該当する者
120, 765円
ア 合計所得金額が500万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者
134, 184円
ア 合計所得金額が700万円未
満であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの
イ 省略
- (12) 省略
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険
者についての保険料の減額賦課に

係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,127円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,127円」とあるのは、「30,191円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,127円」とあるのは、「46,964円」と読み替えるものとする。

5 省略

附 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定
についての第3条第1項(第6号ア、

係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,127円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,127円」とあるのは、「30,191円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,127円」とあるのは、「46,964円」と読み替えるものとする。

5 省略

附 則

第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

第四十二条の四第一項第二号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。の)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同項第三号中「規定する合計所得金額」の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。によるものとし。を加え。をいい、その額を」とする。をい、当該合計所得金額」に改める。

第四十三条の三第二号中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)
 第十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第一号中「次に掲げる」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。の)条例で定めるところにより市町村民税を免除された」に改め、イ及びロを削る。

(離病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正)
 第十一条 離病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号イ中「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同項第五号中「規定する合計所得金額」の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。によるものとし。を加え。をい、当該額を」とする。をい、当該合計所得金額」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第七条中介護保険法施行令附則に一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項(第六号に係る部分に限る。健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。の規定は、療養のあつた月が令和三年八月以後の場合における健康保険法施行令第四十一条第三項から第五項まで及び第七項(これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。の高額療養費算定基準額並びに同令第四十一条の二第一項(同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。に規定する基準日(同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。の)の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の二第二項(同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。の)七十歳以上介護合算算定基準額同令第四十三項第三項(同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。の)において同令第四十三項の三第二項の規定を準用することとされた同令第四十三項の二第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三項の三第四項において同条第二項の規定を準用することとされた同令第四十三項の二第四項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。について適用し、療養のあつた月が同令第四十三項の二第四項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第三項(第六号に係る部分に限る。の規定は、療養のあつた月が令和三年八月以後の場合における船員保険法施行令第八条第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第八条の二第一項に規定する基準日(同令第十三条第三項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。の)の属する月が同月以後の場合における同令第十三条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額(同令第十二条第三項において同条第二項の規定を準用することとされた同令第十三条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。について適用し、療養のあつた月が同令第十三条第三項において同条第二項の規定を準用することとされた同令第十三条第三項の二第二項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項(第一号に係る部分に限る。の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の場合における国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十二条第一項第四号の規定による所得額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十九条の二第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日(同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。の)の属する月が同月以後の場合における同令第二十九条の四の二第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。の)七十歳以上介護合算算定基準額並びに令和三年七月以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同令第三十条の二第一項(高年齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)。

(高年齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の高年齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項(第一号に係る部分に限る。の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の場合における高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七條第一項第二号の規定による所得額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における高年齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額、同令第十四条の二第一項に規定する基準日(同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下

当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八條第二項の規定によつて計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定によつて計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、「」に改め、「第三十五條の第二項」の下に、「第三十五條の第三項」を「ある場合」の下に「第四項第一号及び第三十八條第一項第六号イにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。」を加え、「とする。以下同じ。」と)を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」を第五項並びに第二十九條の二第一項及び第四項において同じ。」に改め、同条第二項中「第三十五條の第二項」の下に、「第三十五條の第三項」を加え、同条第四項第一号中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、「合計所得金額」の下に「(地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額(租税特別措置法第四十一條の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」第七項第一号、次条第七項、第二十九條の二第三項第一号及び第六項第一号、第二十九條の二第二項、第三十八條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。」を加える。

第二十二條の三第六項第三号へ中「第三十五條の第二項」の下に、「第三十五條の第三項」を加える。

第三十八條第一項第六号イ中「合計所得金額」の下に「(地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第八号イ並びに次条第一項各号列記以外の部分、第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イにおいて同じ。)」を加える。

附則に次の一条を加える。

(令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第二十三條 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額(地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定については、第三十八條第一項(第六号イ、第七号イ及び第八号イに係る部分に限る。))及び第三十九條第一項(第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イに係る部分に限る。))の規定の適用については、第三十八條第一項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得及び同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八條第二項の規定によつて計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定によつて計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正)

第八條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正す

第二十二條の二第一項中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」を「当該合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八條第二項の規定によつて計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定によつて計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、「」に改め、「第三十五條の第二項」の下に、「第三十五條の第三項」を「ある場合」の下に「(第四項第一号において「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。))を加え、「とする。以下同じ。」と)を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」を第五項において同じ。」と)に改め、同条第二項中「第三十五條の第二項」の下に、「第三十五條の第三項」を加え、同条第四項第一号中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、「合計所得金額」の下に「(地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額(租税特別措置法第四十一條の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」第七項第一号及び次条第七項において同じ。」を加える。

第二十二條の三第六項第三号へ中「第三十五條の第二項」の下に、「第三十五條の第三項」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第九條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第十七條第四号及び第十九條第二号二中「並びに同法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)」の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二條第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」とする。

第三十五條第三号中「並びに同法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二條第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」とする。

同条第四号中「規定する合計所得金額」の下に「(所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一條の三の第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし」を加え、「をいい、その額を」とする。))をいい、当該合計所得金額」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第四号イ中「並びに同法第二百九十二條第一項第一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項（第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者及び同法第二百九十二條第一項第二号イ中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者」を削り、同項第五号中「規定する合計所得金額（C）の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一條の三の三第二項の規定による控除が行われていない場合）には、その控除前の金額（D）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をい、当該合計所得金額」に改める。

第二十四條第六号及び第二十五條の二第二号へ中「並びに同法第二百九十二條第一項第一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項（第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者及び同法第二百九十二條第一項第二号イ中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者」を削る。

第二十五條の二第三号中「規定する合計所得金額（C）の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一條の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるもの」とし、「D」をい、その額を「とする。」をい、当該合計所得金額」に改める。

第二十七條の二第四号中「並びに同法第二百九十二條第一項第一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項（第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者及び同法第二百九十二條第一項第二号イ中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者」を削る。

第二十七條の十三第三号中「規定する合計所得金額（C）の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一條の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるもの」とし、「D」をい、その額を「とする。」をい、当該合計所得金額」に改める。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第三条 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号に規定する控除を受けた者（母を除く。）二十七万円

（児童手当法施行令の一部改正）

第五条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「総所得金額」の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 地方税法第三百四十四條の二第一項第八号に規定する控除を受けた者 二十七万円

三 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の次に次の一号を加える。

四 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

（介護保険法施行令の一部改正）

第七条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」を「当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び

第四條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の二に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）三十五万円

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項第一号中「法」を「及び法」に改め、及び地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五條第一項の規定により当該市町村民税が課せられないこととなる者」を削り、「おいて同法」を「おいて地方税法」に改める。

第三十一條の九第二項の表第二十八條第三項第一号の項を次のように改める。

第二十八條第三項第一号	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第三十一條	第三十一條の十において準用する法第三十一條	

（児童手当法施行令の一部改正）

第五条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「総所得金額」の下に「所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 地方税法第三百四十四條の二第一項第八号に規定する控除を受けた者 二十七万円

三 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の次に次の一号を加える。

四 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第六条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の次に次の一号を加える。

四 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

（介護保険法施行令の一部改正）

第七条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」を「当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び



(抜粋)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百八十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十五条第二項並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項、第二十一条の五の二十九第二項、第二十四条の二第二項第二号及び第二十四条の二十第二項第一号並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令等の一部改正)

第一条 次に掲げる政令の規定中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

- 一 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二条第三項第六号
- 二 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第九条第三項第六号
- 三 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十七条の二第一項第一号
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第七条第一項第一号